入　札　説　明　書

北海道防衛局の近文台（８）排水路整備その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　令和８年10月21日

２　契約担当官等

支出負担行為担当官　北海道防衛局長　高橋　哲也

〒060－0042

北海道札幌市中央区大通西 12 丁目　札幌第３合同庁舎

３　工事概要

(1) 工事名　近文台（８）排水路整備その他工事

(2) 工事場所　北海道旭川市

(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期　契約日の翌日から令和10年12月20日まで

※技術者の専任期間は令和９年４月から令和10年12月20日までとする。

（着手時期：令和９年４月）

なお、建設業法第 26 条第３項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

(5) 使用する主要な資機材

U型水路　約450m、ボックスカルバート　約130m

(6) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。また、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

(7) 電子入札及び内訳明細書

ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難い者は、発注者の担当部局（下記７）に「紙入札方式変更届（別紙様式第１）」を提出し、紙入札方式に代えるものとする。

イ　電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）の IC カードのみとし、代理人による場合は、委任状（**電子入札システムを使用する場合、必ず、代理人の IC カードの企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。**）を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(8) 電子契約

ア　本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う工事である。

イ　受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難い者は、発注者の担当部局（下記７）に「紙契約希望届（別紙様式第 36）」を提出し、紙契約に代えるものとする。

(9) 本工事の週休２日の確保等については、現場説明書による。

(10)本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性を確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行対象工事である。

本方式では、競争参加希望者は見積の提出期限までに、**直接工事費（産業廃棄物の処分費、運搬費を除く。）のうち、電気設備切り回し工事について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）**を提出するものとする。**なお、見積等の提出期限、提出方法などの「見積活用方式」に関する詳細については、下記９を必ず参照すること。**

また、見積活用方式の対象となる項目の詳細については「見積依頼書」を参照すること。

(11)見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について

ア　見積活用価格については、原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、令和９年１月13日までに電子入札システムにより交付する。

ただし、見積活用価格を交付することにより、全ての直接工事費の価格が交付されることになる場合は交付しないものとする。

なお、「見積活用価格」の採用結果は、契約書第１条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

イ　見積活用価格について、本工事は交付の対象とする。

(12)本工事では、見積等の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積等の妥当性を確認するものとする。なお、詳細は下記９による。

(13)本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。ただし、土木工事は除く。

本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(14)受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直

ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(15)受注者からの請求による(14)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(16)(14)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

(17)(14)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

~~(18)本工事は、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等を適用する工事である。~~

~~(19)本工事を難工事に指定する。~~

(20)本工事は、賃上げを実施する中小企業等に対して総合評価における加点を行う工事である。

(21)本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）に求める同種工事の経験の緩和を行う工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、ペナルティとして、本工事において工事成績の評定点を減ずることとする。

(22)本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約を締結した会計年度又はその翌年度以降における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）について、事業の進捗等の状況により当該各年度の支払限度額及び出来高予定額を当該各年度の予算額の範囲内において変更する可能性がある。

なお、当該変更を行う場合、発注者と受注者で協議の上、契約書第 40 条第１項、第 42 条第１項、同条第２項、第 43 条第３項及び第 44 条第３項を必要に応じて変更して、前払金及び部分払の支払を請求するものとする。

(23)本工事の入札手続に係る日程については、別冊の「入札手続日程表」に記載しているため、参考とされたい。

4　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争（指名競争）参加資格

防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開

始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 防衛省競争参加資格の総合審査数値が「土木一式工事」830点以上「Ａ又はＢランク」であること。

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第 150 号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 平成23年４月１日から入札公告日までに完成・引渡しが完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における工事のうち、排水路工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事などのうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、排水路工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者等を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第３項に該当しない工事の場合については専任を要しない。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・技術士で次に掲げるいずれかの部門

「建設部門」

「総合技術監理部門」（「建設部門」）

なお、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の部門、選択科目にあっては現部門及び現選択科目に対応するもの。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　平成23年４月１日から入札公告日までに完成・引渡しが完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること（原則、現場施工期間の１／２以上の期間従事していること。なお、現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）。

① 元請けとして受注した工事のうち、排水路工事

② 総合発注工事（防衛省発注以外のものも含む。）の一次下請けとして完了

した工事のうち、排水路工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定の監理技術者（若手技術者や女性技術者を含む）等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めるが、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

オ　本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。」の配置を行う場合は、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

・建設業法第26条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

・監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

・監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

・同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

・特例監理技術者が兼務できる工事は北海道防衛局管内（離島を除く。）の工事でなければならない。

・特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

・特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

・監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

・特例監理技術者の配置を行う場合は、以上の要件を満たすことを確認するため、別紙様式第39を提出すること。

(8) 北海道防衛局が発注した「土木一式工事」のうち、令和６年度及び令和７年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

(9) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない

こと。
なお、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ｱ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

1）会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

2）会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

3）会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

4）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ　会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　組合（共同企業体を含む。）の理事

ｅ　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人(以下管財人という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11)北海道防衛局の管轄区域（北海道）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13)情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(9)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

設計業者：八千代エンジニヤリング株式会社

(2) 上記４(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、(1)の者と、上記４(10)各項目のいずれかの関係を有する者である。

6　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次の各項目とする。

ア　企業の施工能力

イ　企業の信頼性・社会性

ウ　施工体制

エ　賃上げを実施する企業に関する評価

オ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として 100 点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)各項目の評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」が最も高い者に、最高点数30点の加算点を付与する。

その他の者には「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高 30 点の評価点を与える。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及

びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低い者に対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 評価の基準

ア　(2)イの加算点の付与に用いる「評価点数の合計値」 別表の評価基準による。

イ　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

ウ　賃上げを実施する企業に関する評価

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げを実施する企業に関する評価	令和８年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和８年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を１．５％以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】	評価基準による

(ｱ) 本評価項目で加点を希望する競争参加希望者は、別紙様式第 42 の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。

なお､共同企業体が加点を受けるには構成員に中小企業等を１社以上含み、かつ、全ての中小企業等の構成員による表明が必要である。

また、表中「【中小企業等】」とは、法人税法第 66 条第２項又は第３項に該当し、かつ、同条第５項に該当しない者を指す。なお、【中小企業等】として加点を希望する場合には、**表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表１（各事業年度の所得に係る申告書）」を提出すること。**

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに北海道防衛局総務部契約課が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内に、北海道防衛局総務部契約課に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙様式第 43）の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を比較し、暦年単位での賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙様式第 44）の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。

ただし、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 75 条の２の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、北海道防衛局総務部契約課への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

(ｲ) 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

(ｳ) 賃上げが基準に達しなかった場合の措置

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、賃上げを表明して加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合これを通知し、財務省へ報告する。

財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知された日から１年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（１点以上大きな配点）の減点を行う。

(ｴ) 減点の評価方法

賃上げの実施を表明した企業等の項目における減点の評価は、財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知された日から１年間の者が対象となる。なお、当該入札に参加する者が、加点の対象であり、減点の対象でもあった場合、加点と減点の両方を評価する。

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

ａ　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成８年法律第 85 号)第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

ｂ　各種経済指標の動向等を踏まえ、平成 20 年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

ｃ　ａ及びｂに該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

①　自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

②　主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③　資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

(ｵ) 共同企業体について

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行

う。

(ｶ) 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)の各項目をもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ｳ) 技術評価点（標準点と加算点を合算して得た数値）が標準点（100 点）を下回らない。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、ペナルティとして、本工事において工事成績の評定点を減ずることとし、最大 10 点の減点とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記(2)ウの資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

7　担当部局

〒060－0042　北海道札幌市中央区大通西 12 丁目　札幌第３合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
TEL　011-272-7513

FAX　011-280-0351
Email　keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

8　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認等を受けなければならない。また、上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(4)から(13)までに掲げる事項を満たし、上記４(10)に該当しないときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならないが、開札の時点までに当該事項の審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を発注者から当該申請を行った者に通知するものとする。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　入札公告日から令和８年11月16日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は正午までとする。

(ｲ) その他　申請書等のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合、申請書等は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）にて提出するか、又は電子メールに添付し、送付することとする。また、電子入札システムと持参、郵送等又は電子メールとの分割は認めない。

持参、郵送等又は電子メール**（複数のメールでの申請は認めない。なお、電子メール容量は 10ＭＢ以下とする。）**で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・年月日、工事名及び会社名
・持参、郵送等又は電子メールによって提出する旨の表示
・持参、郵送等又は電子メールによって提出する書類の目録
・持参、郵送等又は電子メールによって提出する書類のページ数
・持参、発送年月日又は電子メール送信年月日

なお、電子メールで提出した場合、**電子メールを送信した旨を上記７に電話連絡するものとする。**当該電話連絡がない場合、複数の電子メールで技術

資料等を送信した場合、電子メール容量が 10ＭＢを超えている場合又は提出期日までに上記７で受信できなかった場合は、入札無効又は入札辞退した者として取扱うが、その際に被る不利益等は一切認めない。

電子メールによる提出資料のファイル形式については、PDF ファイル（PDF1.7 等）とする。その他のファイル形式（一太郎、Microsoft Word、Microsoft Excel 等）の場合、当該ファイルの内容変更が容易に可能となるため、入札無効又は入札辞退した者として取扱う。

なお、いかなる理由があろうともダウンロードサイトへの誘導 URL が記載されたメール（添付された PDF 等に記載されたダウンロードサイトへの誘導 URL を含む）を送付した場合は、セキュリティ上、当局ではダウンロードは行わない。また、ダウンロードサイトへの誘導 URL を送付した者はメール送信がなかった者として扱い、欠格と判断する。

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎（Gov7 等）
・Microsoft Word （2007 以降）
・Microsoft Excel（2007 以降）
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDF ファイル（PDF1.7 等）
画像ファイル（JPEG 及び GIF 形式）
圧縮ファイル（LZH 又は ZIP 形式）

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。

なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

そのため、カラーで提出された資料を白黒印刷することによって判読が難しくなることなどにより、評価が低くなる場合があるが、その不利益等については、一切、補償しない。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　入札公告日から令和８年11月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参、郵送等又は電子メール（ファイル形式は上記ア(ｳ)による）による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 技術資料は評価基準等を熟読し、次に従って作成すること。

なお、技術資料に記載する施工実績に、建設工事共同企業体の構成員としての実績を記載する場合は、２者による企業体にあっては出資比率が 30%以上、３者による企業体にあっては出資比率が 20%以上のものに限る。また、いわゆる分担施工目的の企業体の場合は、出資比率に限らずどの部分の工事を施工したかにより実績を判断するため、施工部分のわかる資料を提出すること。

ア　同種工事の施工実績

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載すること。

記載様式は別紙様式第３とする。工事成績がある場合は成績評定通知書の写しを、ない場合は検査に合格している証明を添付すること。また、同種工事の施工実績であると判断できるように、必要に応じて、契約書の写し等を添付すること。

なお、防衛省発注の総合発注工事の一次下請け業者としての実績を提出する場合には、同種工事であると判断できる資料のほかに、一次下請け業者であると判断できる「建設工事標準下請契約約款」、「施工体制台帳」等を添付すること。

イ　工事成績

令和５年４月１日から入札公告日までに、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注し、完成・引渡しが完了した、施工場所が上記４(11)に示す地域の実績を最大３件記載すること。

記載様式は別紙様式第５とする。必ず成績評定通知書の写しを添付すること。また、本工事と同一工種であると判断できるように、必要に応じて、契約書の写し等を添付すること。

なお、防衛省発注の総合発注工事の一次下請け業者としての実績を提出する場合には、施工場所が上記４(11)に示す地域であり、本工事と同一工種であると判断できる資料のほかに、一次下請け業者であると判断できる「建設工事標準下請契約約款」、「施工体制台帳」等を添付すること。

ウ　優秀工事等顕彰等の実績

令和５年４月１日から入札公告日までの期間に、評価基準に記載のある優秀工事等顕彰等を贈与された実績がある場合は、当該実績を最大３件記載すること（発注機関から付与された顕彰等の実績に限る。）。

記載様式は別紙様式第６とし、当該顕彰状等の写しを添付すること。

なお、防衛省発注の総合発注工事の一次下請け業者として従事し、元請業者が受賞した優秀工事等顕彰等を実績として提出する場合には、元請業者の顕彰状等の写しと合わせて、その工事の一次下請け業者であると判断できる「建設工事標準下請契約約款」、「施工体制台帳」等を添付すること。

エ　難工事の工事実績

令和５年４月１日から入札公告日までに北海道防衛局又は帯広防衛支局から受注し、完成・引渡しが完了した、難工事を施工した実績がある場合は、当該実績を記載すること。

記載様式は別紙様式第７とし、当該難工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

なお、防衛省発注の総合発注工事の一次下請け業者としての実績を提出する場合には、当該工事が北海道防衛局又は帯広防衛支局から元請業者が受注した難工事であると判断できる資料及び元請業者の工事成績評定通知書の写しのほかに、一次下請け業者であると判断できる「建設工事標準下請契約約款」、「施

工体制台帳」等を添付すること。

オ　ＩＳＯマネジメントシステム規格の取得状況

ＩＳＯ認証の取得状況を記載すること。

記載様式は別紙様式第９とし、ＩＳＯ認証を取得している場合は、当該認証の内容が確認できる書類を添付すること。

カ　若手技術者の活用

入札公告日時点で 35 歳以下の若手技術者を監理（主任）技術者以外の技術者（現場代理人でも可）として配置する場合は、別紙様式第 10 に記載すること。生年月日が確認できる資料及び入札公告日において申請者と直接的な雇用関係にあることが分かる資料のほか、監理技術者等になりえる国家資格を有している場合はそのことが確認できる資料を添付すること。

なお、複数名配置（申請）する場合、評価点の最も低い者を採用する。

キ　女性技術者の配置

女性技術者を監理（主任）技術者、現場代理人又は担当技術者として配置する場合は、別紙様式第 11 に記載すること。性別が確認できる資料及び入札公告日において申請者と直接的な雇用関係にあることが分かる資料のほか、監理技術者等になりえる国家資格を有している場合はそのことが確認できる資料を添付すること。

なお、女性技術者が、申請時に想定されない出産・育児等やむを得ない場合により交代する場合は不正や不誠実な行為等の不利益を被らないよう配慮するが、事実が判明した時点で発注者に申出るものとする。

また、上記の「カ　若手技術者の活用」と同じ者を別紙様式第 11 に記載した場合においても、条件を満たしていれば評価対象とする。

ク　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

企業として、女性活躍推進法に基づく認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第９条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）をいう。）、次世代法に基づく認定（次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の２に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）または若者雇用促進法に基づく認定（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）の認定を受けている場合に別紙様式第 12 に記載する。

また、各法律の条項に基づく認定等の写しを添付すること。

ケ　配置予定の監理技術者等の資格及び同種工事の施工経験等

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第 13 とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。工事成績がある場合は成績評定通知書の写しを、ない場合は検査に合格している証明を添付すること。また、同種工事に従事したと判断できるように、必要に応じて、契約書の写し等を添付すること。

原則として、現場施工期間の１／２以上の期間従事した工事とする。なお、現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。

※　なお、契約工期と現場施工期間が異なる場合、配置予定の監理技術者等の施工経験については、現場施工期間を証明できる資料（実施工程表など、現場施工期間に配置されていた証明）を提出するものとする。

(ｱ) 競争参加者は、別紙様式第２（一般競争参加資格申請書）により、技術者を支援し品質を確保する旨を誓約すること。

(ｲ) 工事受注者は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、本工事において工事成績の評定点を減ずることとする。

なお、総合発注工事（防衛省発注以外のものも含む。）の一次下請け業者としての実績を提出する場合には、同種工事であると判断できる資料のほかに、一次下請け業者であると判断できる「建設工事標準下請契約約款」と合わせて、当該工事に従事したことが判断できる「施工体制台帳（作業員名簿含む。）」等を添付すること。

コ　配置予定の監理技術者等の直近の工事成績

令和３年４月１日から入札公告日までに、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注し、完成・引渡しが完了した、施工場所が上記４(11)に示す地域の実績を最大３件記載すること。

記載様式は別紙様式第 15 とする。必ず成績評定通知書の写しを添付すること。また、本工事と同一工種であると判断できるように、必要に応じて、契約書の写し等を添付すること。

なお、総合発注工事（防衛省発注以外のものも含む。）の一次下請け業者としての実績を提出する場合には、施工場所が上記４(11)に示す地域であり、本工事と同一工種であると判断できる資料のほかに、一次下請け業者であると判断できる「建設工事標準下請契約約款」と合わせて、当該工事に従事したことが判断できる「施工体制台帳（作業員名簿含む。）」等を添付すること。

サ　配置予定の監理技術者等の優秀工事等技術者顕彰等の実績

令和３年４月１日から入札公告日までの期間に、評価基準に記載のある優秀工事等技術者等顕彰等を贈与された実績がある場合は、当該実績を最大３件記載すること。

記載様式は別紙様式第 16 とし、それらの写しを添付する。

シ　配置予定の監理技術者等の難工事の工事実績

令和３年４月１日から入札公告日までに北海道防衛局又は帯広防衛支局から受注し、完成・引渡しが完了した、難工事の施工に従事した実績がある場合は、当該実績を記載すること。

記載様式は別紙様式第 17 とし、当該難工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

なお、防衛省発注の総合発注工事の一次下請け業者としての実績を提出する場合には、当該工事が北海道防衛局又は帯広防衛支局から元請業者が受注した難工事であると判断できる資料のほかに、元請業者の工事成績評定通知書の一次下請け業者であると判断できる「建設工事標準下請契約約款」と合わせて、当該工事に従事したことが判断できる「施工体制台帳（作業員名簿含む。）」等を添付すること。

ス　配置予定の監理技術者等の継続教育（CPD）の取り組み状況

当該工事の履行に係る法令による資格・免許において、継続教育(CPD)を受けている場合は、別紙様式第 18 に記載し、証明書(写)を添付する。

セ　技術者育成型の活用

入札公告日時点で 40 歳以下の技術者を監理（主任）技術者として配置する場合は、別紙様式第 19 に記載すること。また、当該技術者に対し定期的な実施指導を行う計画がある場合は、同じく別紙様式第 19 に記載すること。生年月日が確認できる資料を添付すること。

なお、定期的な実施指導を行う計画がある場合、契約締結後に計画書の提出を求めるので用意しておくこと。

ソ　予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置（下請け企業が、予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する場合も評価する。）

記載様式は別紙様式第 20 とし、予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために、自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書（申請書の書式は、陸上自衛隊のホームページよりダウンロードすることができる。）及び雇用保険被保険者証等の写しを添付する。

タ　配置予定の監理技術者等についての注意点

配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、速やかに電話で入札を辞退する旨を申し出るとともに、電子メール等により書面にて入札辞退届を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちに

その旨の申出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

若手技術者や女性技術者等について複数名配置することは認めるが、配置条件を記載すること。（例　申請書の空白等に３名のうち１名配置予定等）

チ　地理的条件１（近隣地域内における工事の施工実績）

令和３年４月１日から令和８年３月31日までに元請けとして完成・引渡しが完了した**北海道防衛局指定地域（詳細は別表の評価基準参照）内**における本工事と同一工種の施工実績を記載する。なお、該当する実績がない場合には**北海道内**における本工事と同一工種の施工実績を１件以上記載する。

また、**民間工事実績**でも契約書、図面や引渡し書等により**同一工種**であることが確認できれば、施工実績として認める。

記載様式は別紙様式第 21 とする。

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

ツ　地理的条件２（本店（社）、支店、営業所の所在）

北海道内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所等が所在する場合は、該当する本店、支店又は営業所等の名称等を記載する。

記載様式は別紙様式第 22 とする。

テ　地元企業の採用状況

北海道内に所在する地元企業を下請に採用する予定の有無等を記載する。また、地元企業を下請に採用する予定がない場合であっても、北海道内に本店、支店又は営業所等が所在し、**自社施工**する場合は、その**内容を記載**する。

記載様式は別紙様式第 23 とする。

ト　当省との災害協定等による地域貢献の実績

公告日時点で当省と災害協定を締結した団体に加盟し、出動又は訓練に参加した実績又は、公告日時点で当省と災害協定を締結した団体に加盟の有無を記載する。なお、記載様式は別紙様式第 24 とする。

また、当省と災害協定を締結した団体に加盟又は当省との災害協定を締結した団体に加盟し、出動又は訓練に参加したことが確認できる資料を添付する。

災害協定を締結している場合は、申請書等の提出期限における当該協定の有効性が確認できる協定書等の写しを添付する。ただし、当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

ナ　北海道内での災害協定等又はボランティア活動による地域貢献度の実績

北海道内における公共機関との間で締結している災害協定及びボランティア活動の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第 24 とする。

災害協定を締結している場合は、申請書等の提出期限における当該協定の有効性が確認できる協定書等の写しを添付する。ただし、当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

また、令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間においてボランティア活動の実績がある場合は、当該活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

ニ　地産品の使用状況

令和６年４月１日から令和８年３月31日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した公共工事において地産品を使用した実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第 25 とし、当該実績がある場合は、当該内容を証明する資料を添付する。

ヌ　情報保全に係る履行体制についての確認

令和３年４月１日から入札公告日までの間に、防衛省発注機関から受注した工事を完成・引渡しが完了した実績を有している者は別紙様式第 28 の誓約書、有していない者は別紙様式第 29 の誓約書を提出すること。

ネ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料（図面、写真等）を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写し等を提出する必要はない。

なお、総合発注工事の一次下請け業者としての実績又は経験を提出する場合には、先に示した資料のほかに、一次下請け業者であると判断できる「建設工事標準下請契約約款」、「施工体制台帳（作業員名簿含む。）」等を添付すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、申請時に提出された返信用封筒により、令和８年12月９日までに通知又は発送する。

(5) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

9　「見積活用方式」に関する詳細について

競争参加希望者は、次に従い本工事の積算に必要な見積等を提出するものとする。

見積には本工事の直接工事費（産業廃棄物の処分費、運搬費を除く。）のうち、電気設備切り回し工事について記載するものとし、**見積に明示する項目にかかる根拠資料についても提出するものとする。**

なお、根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価又は価格が確認できる資料とする。

また、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(1) 見積等の提出期間、提出方法等について

ア　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

入札公告日から令和８年11月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は正午までとする。

(ｲ) 紙入札方式による場合

入札公告日から令和８年11月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、最終日は正午までとする。

イ　提出方法

上記７に持参、郵送等又は電子メール（ただし、電子メールの容量は 10ＭＢを超えないようにすること。）により提出する。**また、申請書等と同時に提出する場合は、電子入札システムにより一括で提出しても良いものとする。**

ウ　見積等の作成にあたっては、交付した見積等依頼書等に従い作成するものとする。なお、見積等の作成、提出及び下記(3)のヒアリングに係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

エ　本工事の契約締結後、当該見積等に対して「行政機関が保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）」に基づき、開示請求があった場合に備え、「見積等開示の可否に関する照会について（回答）」（別紙様式第 40）を申請書の提出に合わせ提出するものとする。

なお、「見積等開示の可否に関する照会について（回答）」（別紙様式第 40）の提出がない場合は、当該見積等についてはすべて開示することに同意したと見なし、開示する。

また、会社状況の変化等により開示不開示情報に変更があった場合、本工事の契約締結状況にかかわらずにその都度、担当部局（上記７）に電話連絡調整の上、「見積等開示の可否に関する照会について（回答）」（別紙様式第 40）を持参等により提出するものとする。

(2) 見積等の作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積等の作成に関する質問については、次に従い提出する。

ア　提出期間　電子入札システムによる場合は、入札公告日から令和８年11月９日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。紙入札方式による場合は、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時

までの間を除く。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

ウ　イの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対しては閲覧、電子メール又はFAX等にて回答を送信する。

(3) 提出された見積等に関するヒアリング

提出された見積等に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

ア　期間　令和８年11月24日から令和８年12月23日（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　会場　北海道防衛局

ウ　競争参加希望者は上記アの期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第27）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出するものとする。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積等の根拠を説明できる者等を含め最小限の人数とする。

エ　ヒアリング日時等については、追って通知する。

オ　ヒアリング時には、見積等について説明できる資料を持参するものとする。

(4) 提出された見積等の確認について

提出された見積等の妥当性を確認するにあたって、根拠資料を追加で求める場合があるほか、必要に応じて見積の再提出を求める場合がある。

(5) その他

ア　見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする場合がある。

イ　提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合で、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とすることがある。

10　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

(1) 提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。ただし、電子メールにより提出する場合は、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求める旨を記載した文書（PDF ファイル）を添付するものとし、それ以外の方法は認めない。

なお、電子メールによって提出する場合、電子メールを送信した旨を上記７に

電話連絡するものとし、当該電話連絡がない場合、説明を求めなかった者として取扱うが、その際に被る不利益等は一切認めない。

(2) 提出期間

ア　電子入札システムによる場合

上記８(4)の通知の日から令和８年12月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は午後５時まで。

イ　紙入札方式による場合

上記８(4)の通知の日から令和８年12月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

11　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

なお、電子メールによって提出する場合、電子メールを送信した旨を上記７に電話連絡するものとし、当該電話連絡がない場合、入札説明書等に対する質問がなかった者として取扱うが、その際に被る不利益等は一切認めない。

また、電子入札システムと紙入札方式の混在は認めない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

入札公告日から令和８年12月25日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は午後５時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

入札公告日から令和８年12月25日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

郵送等による場合は、令和８年12月25日午後５時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより令和９年１月５日までに回答するので確認すること。また、紙入札方式による場合は、回答後から令和９年１月20日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記７において閲覧に供する。なお、閲覧以外の電子メール等での回答は行わない。

12　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　令和９年１月18日から令和９年１月20日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は午後１時 30分までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　令和９年１月18日から令和９年１月20日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後１時 30 分までとする。
郵送等による場合は、令和９年１月20日午後１時 30 分必着とする。
電子メールでの入札は認めない。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらとともに一般競争参加資格確認通知書又はその写しを入れ、１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目以降の入札を執行する場合もある。

また、予決令第 99 条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

13　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（建設工事にあって、１件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額以上の契約又は予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

14　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。**なお、発注者から特に要求が無い限り、技術提案書等を再度添付する必要はないものとする。**

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、総括表とは別に必ず表紙を付けるものとし、表紙には日付、商号又は名称、住所、電話番号、代表者氏名及び担当者氏名並びに発注者名及び工事名のみを記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名等を記載しない。なお、表紙以外に会社等の記載がある場合、入札無効等となることがある。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記 12(1)アに同じ。

(ｲ) その他　工事費内訳明細書のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合には、上記７に持参又は郵送等で上記 11(1)アの提出方法により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

なお、電子メールでの提出は認めない。

・年月日、工事名及び会社名
・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送する年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF　(PDF1.7 等)　なお、エクセル等の PDF 形式以外で提出した場合、入札無効等となる場合がある。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記 12(1)イ(ｱ)に同じ。

(ｲ) 提出方法　上記 12(1)イ(ｳ)に同じ。

(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、付表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
　この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。
(10)施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

15　開札
(1) 開札の日時及び場所
ア　日時　令和９年１月28日　午後２時30分
イ　場所　北海道防衛局入札室
　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。
　なお、本工事の開札については電子入札システムにおいて実施する。そのため、入札参加者（紙入札方式による入札参加者を除く。）は開札の日時において、電子入札システムが使用可能なパソコン（以下、「パソコン」という。）の前で待機することを推奨する。
(2) 開札に入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
(3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。
(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者で開札に立ち会わない者は再度の入札を辞退したものとして取扱うものとするが、持参による入札参加者で開札に立ち会った者と郵送等による入札参加者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を口頭又は電話により確認するものとする。
(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16　入札の無効
(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)アからウまでに該当する者が落札者であった場合は、落札決定を取消すものとする。

17　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時、場所及び方法は追って通知する。

(1) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、開札を行った日から起算して２日（行政機関の休日を除く。）以内に行うものとし、追加資料は、提出要請を行った日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）後の午後５時までに必着で郵送等又は持参により提出するものとする。なお、電子メールでの提出は認めない。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①(様式２－１A)
・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書②(様式２－１B)
・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書①(様式２－２A)
・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②(様式２－２B)
・ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書(様式３)
・下請予定業者等一覧表(様式４)
・配置予定技術者名簿(様式５)
・資材購入予定先一覧(様式８-２)
・機械リース元一覧(様式９-２)
・労務者の確保計画(様式 10-１)
・工種別労務者配置計画(様式 10-２)
・建設副産物の搬出地(様式 11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式 12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式 13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式 13-２)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式 13-３)

・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式 14-１)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式 14-２)
・施工体制台帳(様式 16)

(2) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

18　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書、上記 17 の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。なお、上記 17 の追加資料を提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること。

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記６(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

19　情報保全に係る履行体制についての最終確認

(1) 最終確認の対象者

入札の結果、落札予定者（低入札価格調査の対象者含む。）となり、次のア又はイに該当する者に対して、情報保全に係る履行体制についての最終確認を実施する。

ア　別紙様式第 28 の誓約書を提出した者のうち、実績が確認できなかった者又は経営体制等に著しい変更があったと認められる者

イ　別紙様式第 29 の誓約書を提出した者

(2) 確認方法等

別紙様式第30から別紙様式第35までの資料及びそれらの関連資料を提出する。

なお、提出期間については発注者から資料提出の要請を行った日から概ね３営業日程度とするので、事前に準備しておくことを推奨する。

また、提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料の提出を求めたり、ヒアリングを実施したりする場合がある。

(3) 提出期限内に資料提出できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者、または当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制

を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

20　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

21　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

22　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、契約の相手方が北海道防衛局で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(7)に定める要件と同一の要件(上記４(7)イに掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65 点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面による警告若しくは口頭による注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

23　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

24　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の 10 分の２以内とする。

25　契約書作成の要否等　要

原則として電子契約システムにより、別冊契約書案を元に契約書の作成を要するものとする。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難いものは、発注者に紙契約希望届を提出し、紙契約に代えることができる。

紙契約とした場合は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

26　支払条件

前払金　請負代金額の 40%以内とする。

中間前金払又は部分払　有（部分払は２回以内とする。）

27　火災保険等付保の要否　特記仕様書による。

28　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。

なお、電子メールの場合、電子メールを送信した旨、上記７に電話連絡するものとし、当該電話連絡がない場合、落札者の決定結果に対して不服がなかった者として取扱い、その際に被る不利益等は一切認めない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内に電子入札システムにより回答する。また、紙入札方式により提出された者に対しては、書面により郵送等又は電子メールで回答する。

29　再苦情申立て

上記 28(2)の非落札理由の説明等に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記７に同じ。

30　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。

31　低価格入札に係る特別重点調査について

別紙第１による。

32　評価内容の担保

総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

※記載例(契約書)
（附則） 受注者は、以下の条件を厳守しなくてはならない。 条件 ・３５歳以下で資格を持った技術者を配置すること。 ・女性で資格を持った技術者を配置すること。 ・４０歳以下の技術者を監理技術者として配置すること。 ・監理技術者に対し、定期的な実務指導を実施すること。 ・北海道防衛局指定地域内の下請業者への発注金額を請負金額の 30%以上とすること。 ~~《以下の技術提案を履行すること》~~ ~~１　「○○○○」に係る技術提案~~ ~~２　「△△△△」に係る技術提案~~ ~~《以下の工事全般の施工計画を履行すること》~~ ~~１　現場環境等の条件把握~~ ~~２　施工計画上の課題設定及び対策~~ ~~３　施工計画の具体性~~ ~~４　現場等における創意工夫~~ ~~５　実現性の担保~~

33　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後６時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページの「システム運用状況」で公開する。

防衛施設建設工事電子入札システムセンター

https://www.dfeg.mod.go.jp

(6) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「マニュアル」を参考とする。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札システムヘルプデスク

TEL 03-6633-7121

（受付は行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。）

メールアドレス　helpdesk@mail.dfeg.mod.go.jp

（24 時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで、電話により行う。）

イ　IC カードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知書及び受付票を送信者に発行するので､必ず確認するものとする。

(9) 申請書等の作成、提出及びヒアリングを実施する場合の費用は、提出者の負担とする。

(10)本工事を良好な施工をもって完成した場合には、じ後の総合評価落札方式において加点評価する。

(11)ウイルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された技術資料等へのウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し､ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

別紙第１

低価格入札に係る特別重点調査について

１　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については､提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお､教示を踏まえた資料等の再提出等は､原則として１回に限るものとし､その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しくかい離した場合（合理的なかい離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式 15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式 15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、のホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊ホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること(工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。）、外注経費などを適切に計上していること。

　このうち、様式５に記載する技術者及び様式 14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

　また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等)及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

　また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

　また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

　配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式 10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式 10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式 11）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式 13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式 14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合に

おいて、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式 14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式 14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式 15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用

の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式 16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別紙第２

１　確認書類の提出方法

○賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別紙様式第 45）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

注）別紙様式に入札説明書等の通し番号を付与する。

２　「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

○中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。

○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

（具体的な場合の例）

（○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能）

・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。

・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。

・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。

・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和６年４月からの適用に対応す

るため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。

・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。

・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。
（〇入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する）

・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。

・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。

・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。

・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。

・事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から１年間の賃上げ実績を評価することができる。

①　契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。

※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

②　例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。)

※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は当該評価期間の終了月の翌々月末までとなる。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

付表

1　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
2　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別表

（単位：点）

評価基準

件名：近文台（8）排水路整備その他工事

施工能力評価型（地域評価型）

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準		評価点 配点	評価点 配点
企業の施工能力	企業の能力	同種工事の施工実績 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成23年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	元請け	国又は特殊法人等※1の施工実績あり	2	2
				地方公共団体又は地方公社発注の施工実績あり	1	
				その他	欠格	
			一次下請け	防衛省発注の総合発注工事の施工実績	2	
		工事成績 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去3年間（令和5年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）の工事成績評定点（最大3件分の各々における評価を合計） ※ 国、特殊法人等及び地方公共団体発注の工事で、評価の対象は施工場所が参加要件とした地域内（道内）の実績に限る。	元請け	北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、80点以上	4	合計で最大10点とする。
				・北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、75点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	3	
				・北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上	2	
				・国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上	1	
				その他	0	
			一次下請け	防衛省発注の総合発注工事で、80点以上	2	
				防衛省発注の総合発注工事で、70点以上	1	
				その他	0	
		工事成績 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去3年間の工事成績評定点（令和5年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）	元請け	北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、65点未満の実績あり	企業の施工能力の評価を0点とする。	
		優秀工事等顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去3年間の優秀工事等顕彰等の実績（令和5年4月1日から公告日までに顕彰等を贈与した工事）を右記①から⑥のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計。 ※ ②及び③については、受賞した工事の工事場所が参加要件とした地域内（道内）での顕彰等に限る。 ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。	元請け	①大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	1件につき5	合計で最大10点とする。
				②北海道防衛局調達部長又は帯広防衛支局長の優秀工事等顕彰	1件につき4	
				③国、特殊法人等及び地方公共団体の優良工事表彰等の受賞実績	1件につき1	
				④ インフラメンテナンス大賞（防衛大臣賞）	1件につき4	
				⑤ インフラメンテナンス大賞（防衛省特別賞）	1件につき3	
				⑥ インフラメンテナンス大賞（防衛省優秀賞）	1件につき2	
				実績なし	0	
			一次下請け	①大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	1件につき2	
				②北海道防衛局調達部長又は帯広防衛支局長の優秀工事等顕彰	1件につき2	
		難工事の工事実績 当該年度及び前年度から過去3年間（令和5年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）に、北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した難工事を施工した実績 ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。 ※ 複数の難工事実績があったとしても評価対象は1件のみとする。	元請け	実績があり、かつ工事成績が80点以上	3	3
				実績があり、かつ工事成績が75点以上	2	
				実績があり、かつ工事成績が70点以上	1	
				実績なし又は工事成績が70点未満	0	
			一次下請け	実績があり、かつ工事成績が75点以上	1	
				実績なし又は工事成績が75点未満	0	
	自由設定項目	**品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ規格（ISO9000s）の取得状況**	認証を取得済み（登録範囲が当該工事の内容と一致していること。）		1	合計で最大5点とする。
		環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ規格（ISO14000s）の取得状況	認証を取得済み（登録範囲が当該工事の内容と一致していること。）		1	
		情報ｾｷｭﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ規格（ISO27000s）の取得状況	認証を取得済み（登録範囲が当該工事の内容と一致していること。）		1	
		若手技術者の活用 監理（主任）技術者以外に35歳以下の若手技術者を配置	35歳以下の技術者を配置		1	
			資格あり（監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格）		1	
		女性技術者の配置 監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者を配置	女性技術者を配置		1	
			資格あり（監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格）		1	
		ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	女性活躍推進法に基づく認定等※2		いずれかの認定を受けていれば1点	
			次世代法に基づく認定※3			
			若者雇用促進法に基づく認定※4			

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準		評価点	
					配点	配点
企業の施工能力	配置予定技術者の能力	資格	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格あり		1	1
			1級土木施工管理技士又は同等以上の資格なし		欠格	
		同種工事の施工経験 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績（平成23年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	元請け	同種工事の施工経験あり（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験あり）※9	2	2
				同種工事の施工経験あり（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験なし）※9	1	
			一次下請け	同種工事の施工経験あり（役職（主任技術者又は現場代理人）経験あり）※9	2	
				同種工事の施工経験あり（役職（主任技術者又は現場代理人）経験なし）※9	1	
		監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去5年間（令和3年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）の監理（主任）技術者又は現場代理人を経験した工事成績評定点（最大3件分の各々における評価を合計） ※　現在と異なる会社の所属でも可とする。 評価の対象は施工場所が参加要件とした地域内（道内）の実績に限る。	元請け	北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、80点以上	5	合計で最大10点とする。	
				北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、75点以上	4	
				・北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	3	
				・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上	2	
				・国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上	1	
				その他	0	
			一次下請け	北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、75点以上	2	
				・北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	1	
				その他	0	
		監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去5年間（令和3年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）の監理（主任）技術者又は現場代理人を経験した工事成績評定点	元請け	北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した工事で、65点未満の実績あり。	配置予定技術者の能力を0点とする。	
		優秀工事等技術者顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去5年間の優良工事表彰等の実績（令和3年4月1日から公告日までに顕彰等を贈与した工事）を右記①から⑤のとおり評価。（最大3件分の各々における評価を合計） ※　②、④及び⑤は、施工場所が参加要件とした地域内（道内）の工事に係る顕彰等に限る。 ※　当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。	①大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰		1件につき7	合計で最大10点とする。	
			②北海道防衛局調達部長又は帯広防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰		1件につき6	
			③大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰受賞工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事		1件につき5	
			④国、特殊法人等又は地方公共団体の優良工事技術者表彰等受賞実績		1件につき4	
			⑤国、特殊法人等又は地方公共団体の優良工事表彰等受賞工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事		1件につき3	
			実績なし		0	
		難工事の工事実績 当該年度及び前年度から過去5年間（令和3年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）に、北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した難工事に監理（主任）技術者又は現場代理人として従事した経験 ※　当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。 ※　複数の難工事実績があったとしても評価対象は1件のみとする。	元請け	実績があり、かつ工事成績が80点以上	3	3	
				実績があり、かつ工事成績が75点以上	2	
				実績があり、かつ工事成績が70点以上	1	
				実績なし又は工事成績が70点未満	0	
			一次下請け	実績があり、かつ工事成績が75点以上	1	
				実績なし又は工事成績が75点未満	0	

評価区分	評価項目		評価の細目	評価基準	評価点 配点	評価点 配点
企業の施工能力	配置予定技術者の能力	自由設定項目	**継続教育（CPD）の取り組み状況** CPDについて当該団体の推奨単位以上または過半を取得している場合（公告日から過去1年間に発行された証明書であること）	推奨単位を取得	2	合計で最大4点とする。
				推奨単位の過半を取得	1	
				なし	0	
			技術者育成型の活用 40歳以下の監理（主任）技術者を配置	40歳以下の監理（主任）技術者を配置	1	
				定期的な実務指導の実施	1	
			予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置 ［次の3つの条件を満たす場合に評価する］ ① 当該工事の作業に直接従事する作業員等であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が30人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準A、Bが混在する場合は、30人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。※5	A 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2	
				B 当該地域区分内にある駐屯地等※6において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1	
				なし	0	
企業の信頼性・社会性	企業の信頼性		当省との災害協定の有無 当該年度及び前年度から過去15年間（平成23年4月1日から公告日まで）の実績等	公告日時点で当省と災害協定を締結した団体に加盟し、出動又は訓練に参加した実績あり	4	4
				公告日時点で当省と災害協定を締結した団体に加盟あり	2	
				該当なし	0	
	地域精通度		地理的条件1(近隣地域内における施工実績) 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完成・引渡しが完了した工事）の施工実績	北海道防衛局指定地域※7での施工実績が15件以上	6	6
				北海道防衛局指定地域※7での施工実績12件から14件	4	
				北海道防衛局指定地域※7での施工実績10件から11件	2	
				道内での施工実績あり	1	
				施工実績なし	0	
			地理的条件2(本店（社）、支店、営業所の所在)	北海道防衛局指定地域※7に本店（社）の所在あり	4	4
				道内に本店（社）の所在あり	3	
				北海道防衛局指定地域※7に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり	2	
				道内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり	1	
				上記以外	0	
	地域貢献度		**地元企業の採用状況** ※ 地元企業とは、工事場所と同じ道内に本支店の登記がある企業をいう。 ※ 工事場所と同じ指定地域又は道内に本店の登記がある企業に限り、自社施工分も指定地域又は道内下請業者への発注予定金額に計上しても良い。	北海道防衛局指定地域※7の下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上	14	14
				道内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上	10	
				北海道防衛局指定地域※7 の下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以上30%未満	7	
				道内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以上30%未満	4	
				道内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%未満	0	
	自由設定項目		**災害協定等による地域貢献度の実績** 道内における公共機関との災害協定等の有無	災害協定等あり（北海道防衛局指定地域※7）	2	合計で最大6点とする。
				災害協定等あり（道内）	1	
				災害協定等なし	0	
			ボランティア活動による地域貢献度の実績 道内における当該年度を含まない過去2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）のボランティア活動による地域貢献の実績	活動実績あり（北海道防衛局指定地域※7）	2	
				活動実績あり（道内）	1	
				活動実績なし	0	
			地産品の使用状況 **当該年度を含まない過去2年間に道内で生産・製造された建設資材の使用状況（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの実績）**	使用実績あり	2	
				使用実績なし	0	
賃上げ実施企業に対する評価 **「賃上げ実施企業に対する評価点について」に基づく評価**				**「賃上げ実施企業に対する評価点について」の従業員への賃上げ表明書※8の提出**	3	3
				賃上げ未実施企業として通知を受けた者	−4	

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準	評価点 配点	配点
その他		**事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（過去6月の北海道防衛局又は帯広防衛支局での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）** ※ 過去6月とは、申請書等の提出期限の前日からさかのぼること6月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－1点」を加える。	指名停止期間（累積）： 6月以上	−5	
			指名停止期間（累積）： 3月以上6月未満	−4	
			指名停止期間（累積）： 3月未満	−3	
			書面注意（警告）	−2	
			口頭注意	−1	
			該当なし	0	
合計評価点					97

※1 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第二条に定義される特殊法人等をいう。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※3 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※5 評価基準の異なる現場配置予定者が複数いる場合は、次の例1～例2を参考に評価を行う。

例1： Aが30人・日、Bが10人・日の場合は2点、例2：Aが20人・日、Bが10人・日の場合は1点

※6 当該都道府県内にある駐屯地等は、予備自衛官等の自衛官在職時の出身区分（陸自、海自、空自）と同一区分に限る。地域区分は、以下のとおりとする。

陸上自衛隊…地域①：礼文、稚内、名寄、遠軽、旭川、近文台、上富良野、多田、沼田、留萌

※7 北海道防衛局指定地域は、以下のとおりとする。

地域c(上川)中川町、音威子府村、美深町、幌加内町、名寄市、下川町、士別市、剣淵町、和寒町、鷹栖町、比布町、愛別町、当麻町、上川町、旭川市、東神楽町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村とする。

※8 【大企業】の場合、加点措置なし。
【中小企業等】の場合、令和8年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和8年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1．5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。別紙様式第42を提出。

※9 当該工事の現場施工期間の1／2以上の期間の経験を有していること。（現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）